

建設工事入札参加資格登録業者
建設関連業務入札参加資格登録業者

各位

宮城県出納局契約課

指名停止措置要件に該当した場合の報告について（お願い）

本県の入札契約制度の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、宮城県では入札参加資格登録業者の本店、支店等（受任者であるか否かを問いません。）が宮城県入札参加登録業者等指名停止要領に規定する措置要件に該当した場合、指名停止措置を行うための事実確認を行っております。

つきましては、法令違反による処分や宮城県発注工事以外の宮城県内で発生した事故など、指名停止措置要件に該当する事実があった場合には、速やかに当課宛て御報告願います。

公平・公正な入札の執行のため、御協力くださいますようお願いいたします。

【報告対象（指名停止措置要件）の例】

- ・ 県内における工事（県発注工事を除きます。）の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため死亡者若しくは負傷者を発生させた場合において、受注者若しくは工事関係者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（公衆損害事故・工事関係者事故）
- ・ 本店又は支店等の代表役員等、一般役員等又は使用人が法令違反により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（贈賄・公契約関係競売等妨害等・不正又は不誠実な行為など）
- ・ 独占禁止法に違反し、排除命令又は課徴金納付命令を受けた場合、若しくは刑事告発を受け、逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（独占禁止法違反行為など）
- ・ 建設業法に違反し、営業停止処分を受けたとき。（建設業法違反行為）

※ 報告に当たり、関係者の住所・氏名・年齢等の個人情報 は、必要ありません。

宮城県入札参加登録業者等指名停止要領全文は、契約課ホームページに掲載しています。
（指名停止情報）<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kmsi.html>

【お問合せ先】契約課 管理班
電 話：022-211-3335（直通）
e-mail：keiyakm1@pref.miyagi.lg.jp